


所管部課	福祉部 健康課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市母子保健法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>厚生労働省発雇児0526第3号本職通知の別紙「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱」により、未熟児養育医療費等国庫負担金の交付が行われているが、交付要綱が一部改正され、令和元年12月27日から適用されたこと及び、新たに開始された検査などについて、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6条第2項に「新生児聴覚検査」を追加。 ・養育医療の給付について、利用者負担額の区分の変更及び、徴収基準額の認定基準を所得税額から市町村民税所得割額に変更する。これに伴い、別表(第15条関係)「養育医療給付事業の徴収基準額表」における、世帯の階層区分及び徴収金基準月額を変更する。 ・備考7及び8に寡婦及び地方税法に係る内容を追加。 ・文言の整理。 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 階層区分によっては自己負担額の増額があるが、利用者負担額については、乳幼児医療費助成制度により相殺する処理となるため、市民への直接の影響はない。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。